

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物データベースの運用について(通知)

改正 平成 5 年 3 月 25 日消防危第 22 号

今般の消防法令の改正により、危険物の判定について試験による方法が導入されたことに伴い、物品の製造者、輸入者等(以下「事業者」という。)においては、試験を適用した場合に示される性状を確認するとともに、改正法令の施行日(以下「施行日」という。)である平成 2 年 5 月 23 日以降、消防機関においては、これら性状に基づき危険物の判定を行うこととなったところである。

この度、この危険物の判定業務を合理的かつ統一的に実施するために、消防庁に危険物データベースを構築することとしたので、下記の事項に留意され、遺憾のないよう御配慮願いたい。

なお、貴管下市町村に対しても、この旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

1 危険物データベースの仕組み

(1) 消防庁においては、現在流通している物品に関して事業者から予め確認試験結果報告書(「確認試験の結果に基づく危険物の判定について」(平成 5 年 3 月 24 日付け消防危第 21 号都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知)別添の確認試験結果報告書をいう。以下同じ。)の提出方の協力を受けることとしていること。提出されたデータについては、その記載内容を確認のうえ、記載内容に問題のない物品については、原則として危険物データベースに入力を行うこととしており、既に提出データの受付を開始したところであること。

また、施行日以降、各消防機関が確認試験結果報告書に基づき判定を行った結果についても、都道府県を通じて消防庁に一元化し、重要度の高いものから危険物データベースに入力することを予定していること。

(2) 製造所等の設置等の許可、違反処理等にあたり、危険物の判定に関し問題となる物品が出現した場合には、消防庁に問い合わせることにより、危険物データベースを活用して、当該物品が既に判定がなされたものであるか否かの確認が行えるものであること。

なお、本データベースの仕組みは、別添 1 のとおりであること。

2 危険物データベースへの登録

(1) 危険物データベースに登録する物品は、原則として、消防法別表の品名欄に掲げる物品並びに危険物の規制に関する政令別表第 4 の品名欄に掲げる可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類とするものであること。

(2) 成分組織の異なる物品ごとに入力を行うものであり、提出された確認試験結果報告書の項目のうち、申請者名、試験物品名又は商品名、品名等について入力するものであること。

(3) 施行日以降においては、管下消防機関において実施された危険物の判定結果について、確認試験結果報告書の様式に従い、6 か月ごと(6 月末及び 12 月末)にとりまとめ、消防庁へ報告されたいこと。

3 判定結果についての照会

危険物規制行政上の必要により、特定の物品の判定の有無について、消防機関が消防庁に問い合わせる場合には、電話等によることで差し支えないものであること。

なお、危険物保安技術協会では、危険物の確認試験結果のうち、消防庁が適正と判断したものについての登録を行い、登録確認書(別添 2 参照)の交付業務を実施することとしていること。この制度は、消防機関が製造所等の設置等の許可を行い又は立入検査を行う際、危険物の判定を容易にするものと考えられるので、この登録確認書を活用されたいこと。

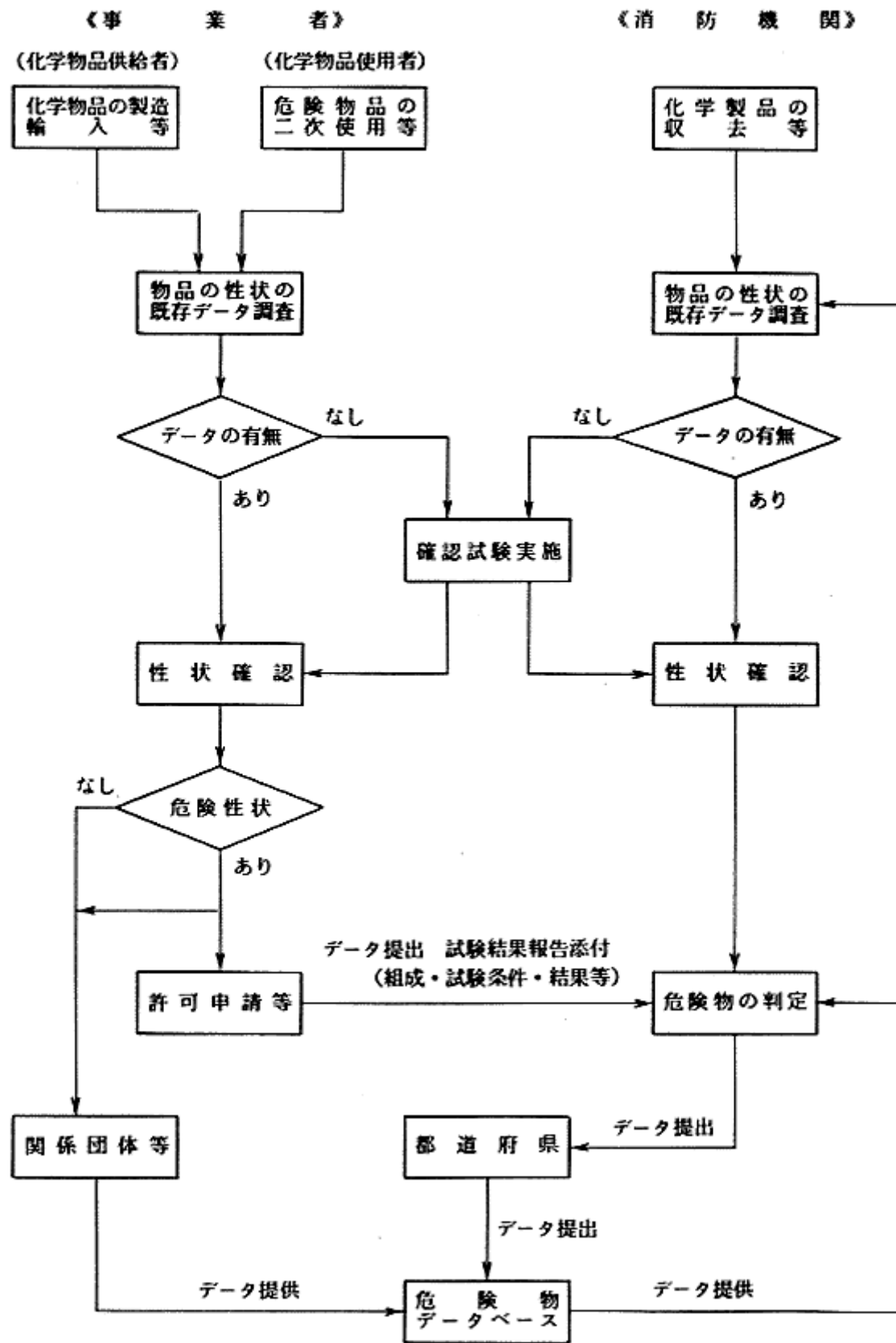
おって、守秘義務の問題もあるので、消防機関から消防庁への問合せは行政上の必要による場合に限り行われるとともに、危険物保安技術協会の確認書発行業務の活用方を指導されるよう留意されたいこと。

4 その他

現に流通する物品については、関係事業者の協力を得て、現在消防庁の危険物データベースへの入力作業を行っているところであるので、各消防機関においては、施行日前に、事業者に対し確認試験結果報告書の提出を求めないよう指導されたいこと。

別添 1

危険物データベースの仕組み



別添2

平成 年 月 日			
危険物データベース登録確認書			
危険物保安技術協会 印			
1 登録番号			
2 登録物品名			
3 登録者名			
4 類・品名・性質			
5 状態		6 引火点	

様式のサイズはA5とする。